

【問い合わせ】

〒359-8501 所沢市 並木一丁目 1 番地の 1

所沢市 こども未来部 こども支援課 医療費助成担当

電話：04-2998-9124（直通）

FAX：04-2998-9035

Eメール：a9124@city.tokorozawa.saitama.jp

平成22年8月 発行

Ⅲ 医療費の請求・支払い

— 公費負担医療制度の導入 —

1. 目的

所沢市の子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等の医療費助成制度における受診、請求及び支払い手続きを簡略化し、受給者と医療機関、所沢市の手続きにかかる負担を軽減する。

2. 簡略化の方法

現行の「乳幼児医療費申出書」及び「手数料請求書」、「ひとり親家庭等医療費交付申請書」を廃止し、公費負担医療制度を導入して、市単独で助成している子ども医療費及びひとり親家庭の医療費を公費負担医療扱いとします。

3. 対象医療費助成制度

- (1) 所沢市子ども医療費助成制度
- (2) 所沢市ひとり親家庭等の医療費助成制度

4. 対象医療機関

所沢市内の内科、歯科、薬局、訪問看護ステーション

5. 請求方法

小児慢性特定疾患、特定疾患などの公費医療と同様に、受給者証の公費負担者番号（8桁）と対象者個別の受給者番号（7桁）をレセプトに記載して、支払基金または国保連合会に医療費を診療翌月10日までに請求し、その支払いを受けます。

6. 公費負担者番号(8桁)

法別番号(2桁)＋県番号(2桁)＋市番号(3桁)＋検証番号(1桁)

子ども医療費	81.11.008.2
ひとり親家庭等の医療費	83.11.008.0

7. 受給者証番号(7桁)

個人単位で市が設定

8. レセプトについて

公費併用レセプトを使用

(1) 一般レセプト

医療機関等から保険者に各健康保険法に規定された医療費の保険者負担分を請求する診療報酬の明細書

(2) 公費併用レセプト

各健康保険法に規定された医療費の患者一部負担金を、保険者負担分と併せて請求するため、公費負担者番号と受給者番号を記載した診療報酬の明細書。

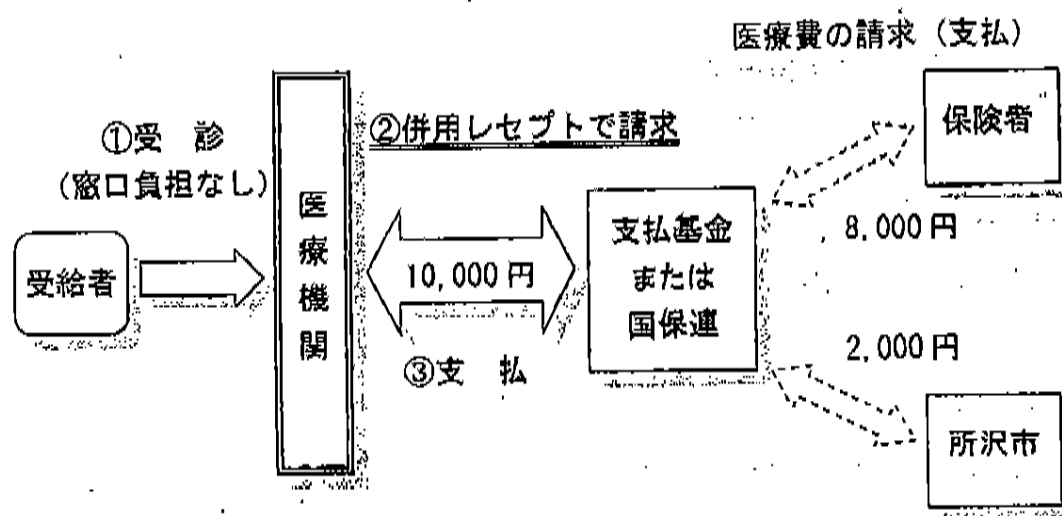
9. 公費負担医療の優先順位

公費負担医療には、国における制度で公費負担者番号を持つ制度が20以上あります。市町村の単独公費医療(子ども医療費、ひとり親家庭等の医療費)よりも、国や県の公費医療制度(小児慢性特定疾患、特定疾患等)が優先されます。

市町村単独公費(子ども医療費、ひとり親家庭等の医療費)は、最終的に患者が負担する各健康保険法で規定された保険診療一部負担金を助成の基本としています。

10. 受診から医療費請求手続き、支払いまでの流れ

例：子ども医療費助成の対象者（3歳児）が、総額10,000円の医療を受けた場合



①受診

受給者は、医療機関窓口で保険証と受給者証を提示します。提示がありましたら、有効期間、公費負担者番号の記載等を確認していただき、資格が確認できた場合には、窓口での無料扱い（現物給付）をお願いします。

②請求

医療機関は、公費併用レセプトにて、公費負担者番号と受給者番号を記入し、診療翌月の10日までに、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）または国民健康保険団体連合会（国保連）へ医療費を請求してください。

③支払

保険者及び市からの支払いを受けて、支払基金または国保連より、保険者負担分と公費負担分を併せて、診療月の翌々月の診療報酬支払日に医療機関へ支払われます。

1. 乳幼児医療費助成制度の改正について

項目	変更後	現行
(1) 実施時期	平成22年10月診療分より	
(2) 対象者	0歳児～小学校3年生までの児童	0歳児～小学校就学前までの乳幼児
(3) 制度名称	子ども医療費助成制度	乳幼児医療費助成制度
(4) 医療費の請求・支払方法	併用分レセプトで支払基金等※へ請求し、 <u>支払基金等を通して市から医療機関へ支払う</u>	乳幼児医療費申出書により医療機関から市へ請求し、市から医療機関へ支払う
(5) 申出に対する手数料	なし	1人につき105円
(6) 受給者証	色：きみどり 新たに <u>公費負担者番号</u> を記載	色：ピンク
(7) 窓口での支払い	変更なし（原則、窓口払いなし） ※1ヶ月21,000円未満の保険診療一部負担金 ※現物給付時の入院時食事療養標準負担額	窓口負担なし

2. ひとり親家庭等の医療費助成制度の改正について

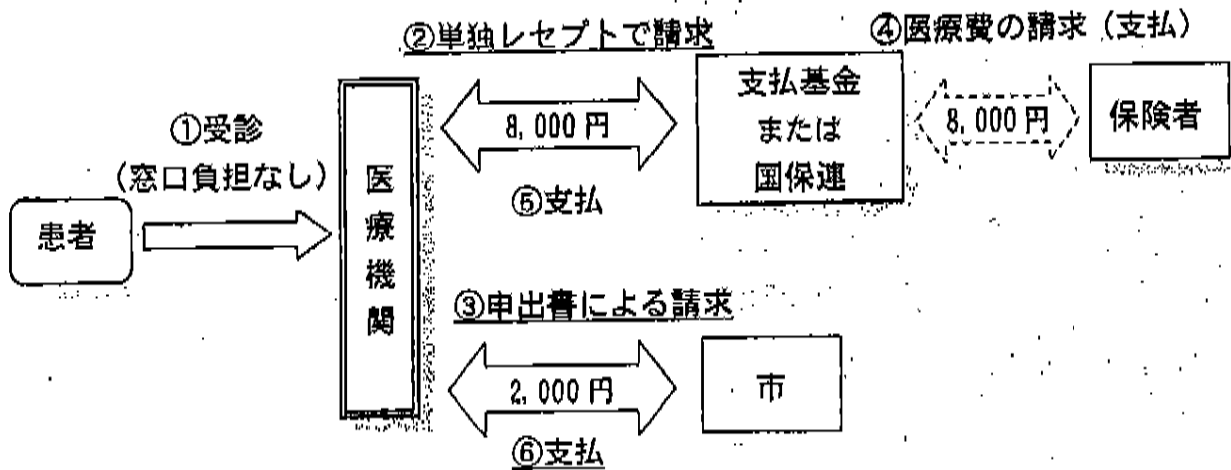
項目	内 容
(1) 実施時期	平成22年10月診療分より ※10月以前の診療分については変更ありません。今までどおり「ひとり親家庭等医療費交付申請書」へ証明しご送付ください。
(2) 対象者	ひとり親家庭等の医療費助成の登録者で <u>受給者証の発行を受けている方</u> ※ひとり親家庭の母または父、養育者（祖父母等）とその子ども（18歳未満） ※子ども医療費、重度心身障害児等医療費助成制度対象者は除きます。
(3) 窓口での支払い	受給者証を提示することにより、原則、 <u>窓口負担なし</u> ※但し、1ヶ月21,000円以上の保険診療一部負担金については窓口負担あり
(4) 医療費の請求・支払方法	併用分レセプトで支払基金等※へ請求し、 <u>支払基金等を通して市から医療機関へ支払う</u>
(5) 受給者証	色：白 新たに <u>公費負担者番号</u> を記載

※「支払基金等」＝社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会

3. 医療費の請求・支払いについて

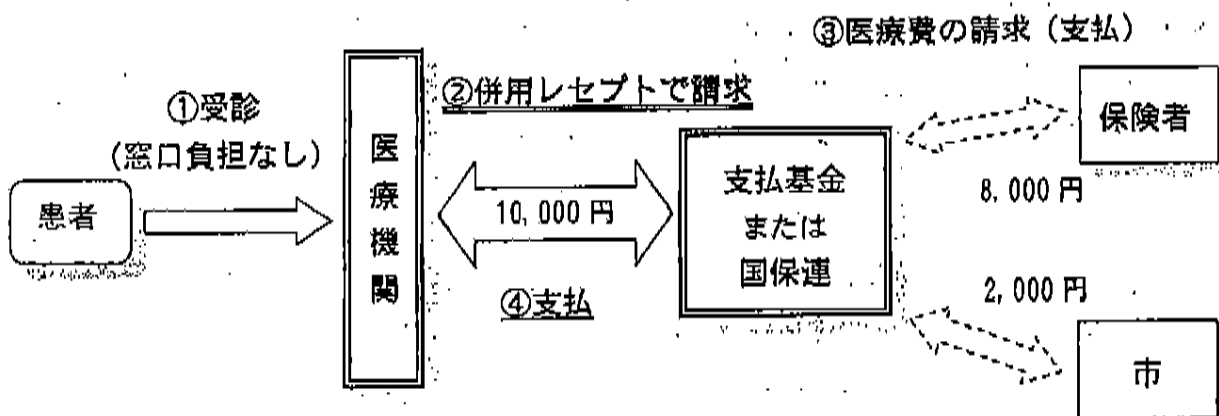
〈現 行〉

例：乳幼児医療費助成の対象者（3歳児）が、総額10,000円の医療を受けた場合



〈10月診療分より〉

例：子ども医療費助成の対象者（3歳児）が、総額10,000円の医療を受けた場合



- ①患者は、医療機関窓口で保険証と受給者証を提示する。
- ②医療機関は、併用レセプトにて診療翌月の10日までに、支払基金または国保連へ医療費を請求する。
- ③支払基金または国保連は、医療機関から請求されたレセプトについて審査を実施し、審査決定後に保険者及び市へ医療費を請求する。
- ④保険者及び市からの支払いを受けて、支払基金または国保連は、診療報酬支払日に医療機関に支払う。